

療養費申請時の注意事項・添付書類など

誤って、以前の保険証を使ってしまい返還請求がきたとき

当組合に加入していたにもかかわらず、誤って以前の保険証を使ってしまい、以前の保険者（市（区）役所・健康保険組合・協会けんぽなど）から返還請求があった場合は以下のようにして下さい。

- ① 保険者（市（区）役所・健康保険組合・協会けんぽなど）にお金を払い、領収書をもらう。
- ② あとで保険者から診療報酬明細書（レセプト）を送ってもらう。
- ③ この療養費支給申請書に必要事項記入の上、①の領収書と②の診療報酬明細書（レセプト）（ともに原本）を添付して当健保に申請する。

“療養の給付を受けられなかった”欄には、**なぜ誤って以前の保険証を使ってしまったかを必ず記入**してください。

理由によってはお支払できない場合がありますのであらかじめご了承下さい。

海外で病気・ケガをしたとき

海外で病気やケガになったときは以下のようにして下さい。

（療養を受けることを目的として海外に出かけた場合には、支給対象とはなりません。）

- ① 診療内容明細書（アテンディングフィジシャンズステイトメント Attending Physician's Statement）・領収明細書（アイテムズドレシード Itemized Receipt）をその病院で記入してもらう（この用紙は当組合にありますので海外に行かれる方は、あらかじめこの専用紙を持参して渡航してください）。薬の処方がある場合は、その明細が必要です。（薬剤名・投与量・投与日数）

- ② ①は、外国語で記入されていますのでそれを翻訳したものを添付してください。

- ③ その病院の領収書をもらう。薬剤の処方がある場合は、その領収書も必要です。

- ④ この療養費支給申請書に必要事項記入の上、①の診療内容明細書・領収明細書と①の翻訳文（翻訳者の氏名、住所を記入のこと）③の領収書（原本）を添付し当健保に申請する。

緊急などの理由で上記の専用紙をその病院に持参できなかった場合は、その旨を当組合に連絡してください。

なお、給付金の額は、日本国内で保険診療を受けた場合に準じた金額となります。現地病院などに支払った費用を基準とした金額が支給される訳ではありません。

保険証なしで自費で病院にかかったとき

出張先・旅行先・緊急などで保険証なしでやむをえず自費で病院にかかった場合、以下のようにして下さい。

- ① その病院で診療報酬明細書（レセプト）をもらう。

- ② その病院の領収書をもらう。

- ③ この療養費支給申請書に必要事項記入の上、①と②を添付して当健保に申請する。

なお、給付金の額は、支払った金額の被保険者本人の場合7割が支給されるものではありません。本来保険証を使った場合の総医療費をもとにして支給決定されます。**支払った金額とはかなり離れた支給金額になる場合**があります。

“療養の給付を受けられなかった”欄には、**何故保険証を使わなかったかを必ず記入**してください。

理由によってはお支払できない場合がありますのであらかじめご了承下さい。

装具（コルセット・サポーターなど）を作ったとき

医師の指示により治療上装具（コルセット・サポーター）を作った時は、以下のようにして下さい。

- ① 医師の証明書（診断書・意見書）をもらう。

- ② 装具会社の領収書をもらう。

- ③ この療養費支給申請書に必要事項記入の上、①の医師の証明書と②の領収書（ともに原本）を添付して当健保に申請する。

- ④ 靴型装具の申請の場合は当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認出来るもの）

療養の給付を受けられなかった理由の欄には、“**補装具製作所が保険契約なき為**”と記入してください。

※はりきゅうあんまマッサージ指圧の施術を受けた時は、専用の用紙があります。ホームページでご確認または、お電話でお問合せください。

必要な添付書類

	以前の保険証を使ってしまい 以前の保険者（健保組合・役所など）から返還請求 がきた	海外で 病院にかかった	保険証なし（自費）で 病院にかかった	装具 を作った (コルセット・サポーターなど)
添付書類	①領収書の 原本 ②診療報酬明細書 （レセプト） ※保険者からレセプトの提供がない場合は、当健保よりレセプトの提供を依頼しますので、『レセプト送付のお願い（同意書）』の添付をお願いします。	① 診療内容明細書 ② 領収明細書 ③ 上記の翻訳文 ④ 領収書の 原本 ※①・②の専用紙は組合にあります。処方がある場合は領収書及び明細（薬剤名・投与量・投与日数）が必要です。	① 診療報酬明細書 （レセプト） ② 病院の領収書の 原本	① 医師の証明書 （診断書・意見書）の 原本 ② 装具会社の領収書の 原本 ③靴型装具の申請の場合は当該装具の 写真
類	ケガした場合はこの申請書の右側にある 負傷原因届 が必要です。 ケンカ・交通事故などの場合は 第三者の行為届 が必要です。			
備考	※上記の原本書類はお返しいたしません。			

東京織物健康保険組合 給付課
〒103-8554
東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6
03-3661-2254